

## 処分基準整理票

処分の内容	不正受給に対する徴収金加算		
根拠法令及び条項	生活保護法第78条		
処分基準	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)		
	無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<p>【内容】( 処分基準を公表する場合のみ記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法第78条</li> </ul> <p>(別紙参照)</p> <p>以下の通知は中央法規編「生活保護手帳」に掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護行政を適正に運用するための手引きについて(平成18年3月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 改正平成27年3月31日 社援保発0331第2号による改正まで) -4-(2)</li> <li>那覇市生活保護法第78条に規定する徴収金への加算措置取扱要領</li> </ul>		
処分基準 設定年月日	平成28年10月1日	処分基準 最終変更年月日	平成30年4月1日
所管部署	福祉部 保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

生活保護法

(昭和二十五年五月四日)  
(法律第四百四十四号)

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

生活保護行政を適正に運用するための手引きについて

平成 18 年 3 月 30 日 社援保発第 0330001 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知

-4- ( 2 ) 不正受給に対する徴収金への加算

法第 78 条では、保護費の実施機関は、不正受給者の徴収金に加え、徴収金に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収できることとしている。

このことから、特に悪質な不正受給があった場合等には不正受給を行った金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たっては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定する。

なお、徴収金の加算については平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に対して加算して徴収できるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないことに留意する。

## 那覇市生活保護法第 78 条に規定する徴収金への加算措置取扱要領

平成 28 年 10 月 1 日那覇市福祉事務所長決裁

平成 30 年 3 月 30 日那覇市福祉事務所長決裁

### (目的)

第 1 条 この要領は、生活保護法（以下、「法」という。）第 78 条第 1 項及び第 3 項に規定する徴収金への加算措置の適用について、必要な事項を定めるものとする。

### (決定方法)

第 2 条 不正受給に対する加算措置の適用の決定に当たっては、当該不正受給に係る法第 78 条に基づく費用徴収の決定を行う際のケース診断会議において決定するものとする。

### (適用基準)

第 3 条 前条の加算措置については、次の各号の二に該当した場合は当該不正受給に係る徴収金額に 100 分の 30 を乗じ、次の各号の三以上に該当した場合は当該不正受給に係る徴収金額に 100 分の 40 を乗じた額を適用する。

- (1) 収入申告書に虚偽の記載をし、若しくは提出書類を偽造若しくは改ざんし、又は申告若しくは届出すべき事実を故意に隠蔽するなど意図的な不正行為があるとき
- (2) 過去にも保護費の不正受給を行った事実があるとき
- (3) 不正受給から発覚までの期間が 1 年以上となるものがあるとき
- (4) 不正受給金額が、100 万円以上と高額であるとき
- (5) 不正受給を確認した後の福祉事務所が実施する調査に非協力的であるとき
- (6) 収入申告に関して、法第 27 条文書指示違反があるとき

### (加算の減算)

第 4 条 前条第 1 号から第 6 号の二又は三以上に該当する場合の加算については、次の各号の一に該当した場合は、各号の該当一に対し徴収金額の加算率を、それぞれ 100 分の 10 ずつ減じることができるものとする。

なお、加算率の減算は当該不正受給に係る徴収金額に 100 分の 10 を乗じた額を下限とする。

- (1) 過去に不正受給を行った事実がないとき
- (2) 不正受給期間が 1 年未満であるとき
- (3) 速やかに不正を認め、福祉事務所の行なう事情聴取、調査及び資料提出要求に遅滞なく協力するとき
- (4) 納付に積極的な意思を示し、徴収相当額の預貯金残高を確認できる等の徴収額の一括納付に応じる確証が得られるとき
- (5) その他(1)から(4)までと同様の状況及び真摯に納付に応じる態度が認められるとき

2 加算額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

#### (経過措置)

2 この要領の規定は、施行日以後に支給した保護費及び就労自立給付金について適用し、施行日前に支給した保護費及び就労自立給付金については、なお従前の例による。

### 付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。